○技能職員の給与等に関する訓令

平成12年 3 月 29日 警察本部訓令第11号 警察本部長

技能職員の給与等に関する訓令を次のように定める。

技能職員の給与等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、技能職員(技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する 訓令(昭和44年埼玉県警察本部訓令第12号)第2条に定める技能職員をいう。以下同じ。) の給与、退職手当及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料)

- 第2条 給料の額は、給料表(別表第1)に定めるところによる。
- 2 給料の支給方法は、職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号)の適用を受ける職員の例による。

(職務の分類)

第3条 技能職員の職務は、その職務の特殊性及び責任の度に応じ、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別基準職務表(別表第2)に定めるとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

- 第4条 技能職員の初任給、昇格、昇給等の基準は、次項から第5項まで及び次条の規定によるほか、職員の給与に関する条例及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(埼玉県人事委員会規則7-221)の規定の例による。この場合において、同条例第4条第8項中「55歳(委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で委員会規則で定めるもの)」とあるのは「技能職員(一種)は55歳、技能職員(二種)は57歳」」と読み替えるものとし、同規則別表第4中「100分の50以下」とあるのは「100分の80以下」と読み替えるものとする。
- 2 新たに技能職員となる者の職務の級は、級別基準職務表に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 新たに技能職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給のうち、 当該技能職員の職員の種類及び学歴免許に応じて初任給基準表(別表第3)に掲げる号給と する。
- 4 技能職員を昇格させた場合における当該技能職員の号給は、昇格した日の前日に受けていた た号給に対応する昇格時号給対応表(別表第4)の昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された技能職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第2条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令第3条の規定によりその例によることとされる埼玉県警察処務規程(昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号)第15条の2第1項第2号の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同規程第12条に規定する日勤制勤務の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(扶養手当等)

- 第5条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務手当、特殊勤務 手当、特地勤務手当(これに準じる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日 直手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額並びに支給方法については、職員の給与 に関する条例の適用を受ける職員の例による。
- 2 職員の給与に関する条例第19条第1項に規定する基準日現在において主任の職に引き続き 在職した期間(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条又は第17条の規定の例によ り給料月額を決定された職員にあっては、その者の給料月額を決定する際これに相当する期 間とされた期間を含む。)が2年以上の技能職員の期末手当基礎額は、職員の給与に関する 条例第19条第4項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 に期末手当及び勤勉手当職務加算表(別表第5)の職務の級に応じた割合を乗じて得た額を 加算した額とする。
- 3 前項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「第19条第 4項」とあるのは「第19条の4第3項」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第6条 退職手当の額及び支給方法については、職員の退職手当に関する条例(昭和38年埼玉

県条例第18号)の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第7条の4第3項において 委員会規則で定めることとされる事項については、警察本部長が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則(平成18年埼玉県 人事委員会規則 7-856) の適用は、同規則別表イ及びロ中「職員の給与に関する条例の行政 職給料表」とあるのは「技能職員の給与等に関する訓令の給料表」とする。

(旅費)

第7条 旅費の額及び支給方法については、職員の旅費に関する条例(昭和27年埼玉県条例第 20号)の適用を受ける職員の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される者の給与等)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年埼玉県条例第1号)第2条第1項の規定により同項各号に掲げる機関に派遣される技能職員の給与、退職手当及び旅費については、同条例第4条から第7条までの例による。

(修学部分休業をする者の給与)

第9条 技能職員が、地方公務員法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受け て勤務しない場合の給与は、職員の修学部分休業に関する条例(平成23年埼玉県条例第9号) 第3条の例による。

(育児休業をする者等の給与等)

- 第10条 技能職員が育児休業をしている期間の給与については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第4条第2項及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年埼玉県条例第6号)第7条の例による。
- 2 育児休業をした技能職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱 いについては、職員の育児休業等に関する条例第8条及び第9条の例による。
- 3 技能職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、職員の育児休業等 に関する条例第32条の例による。

(自己啓発等休業をする者の給与)

第11条 技能職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業をする者の給与)

第12条 技能職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、技能職員の給与について必要な事項は、警察本部長が 別に定めることができる。

附則

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 技能職員の給料月額は、平成14年3月31日までの間、第2条から第4条の規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる給料月額からその100分の2.5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に基づき定められる額とする。
- (1) 第5条に規定する手当(第5条第1項の規定により支給する調整手当を除き、他の手当の額及び次号に掲げる勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる調整手当を含む。) の額
- (2) 第5条に規定する手当の額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額
- 3 平成11年10月1日以降に、新たに技能職員となった者の給料月額に係る前項の規定の適用 については、技能職員となった日から1年に達する日の属する月の末日までの間に限り、同 項中「100分の2.5」とあるのは「100分の1.25」とする。ただし、技能職員以外の県費支弁 の職員が人事交流等により引き続いて技能職員となった場合は、この限りでない。
- 4 当分の間、技能職員の給料月額は、当該技能職員が60歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年埼玉県条例第31号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年埼玉県条例第4号)第3条第2号に掲げる職員に相当する技能職員にあっては63歳)に達した日後における最初の4月1日以後、当該技能職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第3項及び第4項の規定により当該技能職員の受ける号給に応じた額(この給料月額を計算する場合には、別表第1の備考の規定(以下この項において「給料表の備考」という。)を適用しないものとする。)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)に給料表の備考を適用させた額とする。
- 5 前項の規定は、次に掲げる技能職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される技能職員その他の法律により任期を定めて任用される技能職員及び

非常勤の技能職員

(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している技能職員 (同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能職員を除 く。)

(退職手当に関する経過措置)

6 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第6条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例附則第34項、第35項及び第38項の規定の適用については、同条例附則第34項及び第35項中「60歳」とあるのは「63歳」とし、同条例附則第38項中「定年(附則第36項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあっては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。)」とあるのは「定年(附則第36項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあっては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とし、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては63歳とする。)」とする。

附 則(平成13年3月30日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月21日警察本部訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月27日警察本部訓令第54号)

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日警察本部訓令第16号)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則(平成15年5月30日警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月19日警察本部訓令第29号)

- 1 この訓令は、平成15年8月19日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける技

能職員に対する改正後の給与等に関する訓令(以下「改正後の訓令」という。)第4条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

施行日から平成18年3月31日	技能職員(一種)は55歳	技能職員(一種)は58歳
まで	57歳	60歳
平成18年4月1日から平成20	技能職員(一種)は55歳	技能職員(一種)は57歳
年3月31日まで	57歳	59歳
平成20年4月1日から平成22	技能職員(一種)は55歳	技能職員(一種)は56歳
年3月31日まで	57歳	58歳

- 3 施行日以後新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員のうち、任用の事情等を考慮して前項の規定の適用を受ける技能職員との権衡上必要があると認められる技能職員については、改正後の訓令第4条第1項の規定にかかわらず、警察本部長の定めるところにより、昇給させることができる。
- 4 改正後の訓令第4条第1項の規定は、同項の規定の適用を受ける技能職員についての同項 の規定の適用を受けるに至った日前に行われた昇給の効果に影響を及ぼすものではない。

附 則 (平成15年10月21日警察本部訓令第41号)

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日警察本部訓令第44号)

- 1 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成18年1月の給料月額については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、一般職員の 同月の給料月額の特例措置の例により、調整することができる。

附 則(平成18年3月31日警察本部訓令第25号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において技能職員の給与等に関する訓令(以下「給与訓令」という。)別表 第1の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給(以下「新号給」という。) は、次項に規定する技能職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(附則第5項各号に掲げ る職員にあっては、当該各号に定める期間)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高号給を超える給料月額の切替え)

- 4 施行日の前日において給与訓令別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を 超える給料月額を受けていた技能職員の施行日における号給は、次の各号に掲げる職員の区 分に応じ当該各号に定める号給とする。
- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた附 則別表第3の旧給料月額欄に掲げられている技能職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧 給料月額を受けていた期間(附則第5項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める 期間)に応じて附則別表第3に定める号給
- (2) 前項に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給 (警察本部長の定める技能職員及び期間)
- 5 次の各号に掲げる職員に係る旧号給を受けていた期間又は旧給料月額を受けていた期間に 該当する期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。
- (1) 切替目前において特別昇給以外の事由により給与訓令の改正等がないものとした場合に おいて旧号給又は給料月額(改正前の給与訓令別表第1の給料表に定める職務の級におけ る最高の号給を超える給料月額に限る。以下この項において同じ。)からの昇給に係る昇 給期間を短縮されていた職員 旧号給又は給料月額を受けたとみなす日から切替日の前日 までの期間に相当する期間
- (2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、給与訓令の改正等がないものとした場合

における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員 旧号給又は給料 月額を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

- (3) 給与訓令の改正等がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前において昇給延伸の事由に該当した職員 切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号給又は給料月額を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
- (4) 給与訓令の改正等がないものとした場合において改正前の給与訓令第4条の規定により 切替日以後の昇給がないこととなる職員

(施行日前の異動者の号給の調整)

6 施行日前に職務の級を異にして異動した技能職員の新号給については、その者が施行日に おいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度に おいて、警察本部長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(技能職員が受けていた号給等の基礎)

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、技能職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与訓令又は附則第12項の規定による改正前の技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令(平成15年埼玉県警察本部訓令第29号)附則第3項及びこれらに基づく警察本部長の定めに従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額(以下この項において「改正後給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額(平成22年11月1日において技能職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.53を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)。以下この項において「改正前給料月額」という。)に達しないこととなる技能職員には、改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額が1円以上となる場合に限る。)を給料として支給する。
- (1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額と の差額(以下この号及び次号において単に「差額」という。)から差額の2分の1に相当 する額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数

を生じたときは、これを切り捨てた額)

- (2) 平成25年4月1日以降 差額から1万円に平成24年4月1日から給料の支給日までの期間に1年を加えた期間の年数(その年数に1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た額を減じた額
- 9 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等 を考慮して前項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められる ときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料 を支給する。
- 10 前2項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与訓令第5条第2項(給与訓令第5条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与訓令第5条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令(平成18年埼玉県警察本部訓令第25号)附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

(補則)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正)

12 技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令(平成15年埼玉県警察本部訓令第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削る。

附則別表第1 (附則第2項関係)

職務の級の切替表

旧級	新 級
4 級	4 級
5 級	4 級
6 級	5 級

附則別表第2 (附則第3項関係)

号給の切替表 (附則第3項関係)

ID F 4A	旧級	1 VII	TV O	2 411	A ∜TL	- √π	6級
旧号給	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	0 形文
	3月未満		1	1	1	5	1
	3月以上6月未満		2	1	1	6	1
1	6月以上9月未満		3	1	1	7	1
	9月以上12月未満		4	1	1	8	1
	12月以上		5	1	1	9	1
	3月未満	1	5	1	1	9	1
	3月以上6月未満	2	6	2	2	10	1
2	6月以上9月未満	3	7	3	3	11	1
	9月以上12月未満	4	8	4	4	12	1
	12月以上	5	9	5	5	13	1
	3月未満	5	9	5	5	13	1
	3月以上6月未満	6	10	6	6	14	2
3	6月以上9月未満	7	11	7	7	15	3
	9月以上12月未満	8	12	8	8	16	4
	12月以上	9	13	9	9	17	5
	3月未満	9	13	9	9	17	5
	3月以上6月未満	10	14	10	10	18	6
4	6月以上9月未満	11	15	11	11	19	7
	9月以上12月未満	12	16	12	12	20	8
	12月以上	13	17	13	13	21	9
	3月未満	13	17	13	13	21	9
5	3月以上6月未満	14	18	14	14	22	10
υ	6月以上9月未満	15	19	15	15	23	11
	9月以上12月未満	16	20	16	16	24	12

	12月以上	17	21	17	17	25	13
	3月未満	17	21	18	17	25	13
	3月以上6月未満	18	22	19	18	26	14
6	6月以上9月未満	19	23	20	19	27	15
	9月以上12月未満	20	24	21	20	28	16
	12月以上	21	25	22	21	29	17
	3月未満	21	25	22	21	29	17
	3月以上6月未満	22	26	23	22	30	18
7	6月以上9月未満	23	27	24	23	31	19
	9月以上12月未満	24	28	25	24	32	20
	12月以上	25	29	26	25	33	21
	3月未満	25	29	26	25	33	21
	3月以上6月未満	26	30	27	26	34	22
8	6月以上9月未満	27	31	28	27	35	23
	9月以上12月未満	28	32	29	28	36	24
	12月以上	29	33	30	29	37	25
	3月未満	29	33	30	29	37	25
	3月以上6月未満	30	34	31	30	38	26
9	6月以上9月未満	31	35	32	31	39	27
	9月以上12月未満	32	36	33	32	40	28
	12月以上	33	37	34	33	41	29
	3月未満	33	37	34	33	41	29
	3月以上6月未満	34	38	35	34	42	30
1 0	6月以上9月未満	35	39	36	35	43	31
	9月以上12月未満	36	40	37	36	44	32
	12月以上	37	41	38	37	45	33
1 1	3月未満	37	41	38	37	45	33
1 1	3月以上6月未満	38	42	39	38	46	34

	6月以上9月未満	39	43	40	39	47	35
	9月以上12月未満	40	44	41	40	48	36
	12月以上	41	45	42	41	49	37
	3月未満	41	45	42	41	49	37
	3月以上6月未満	42	46	43	42	50	38
1 2	6月以上9月未満	43	47	44	43	51	39
	9月以上12月未満	44	48	45	44	52	40
	12月以上	45	49	46	45	53	41
	3月未満	45	49	46	45	53	41
	3月以上6月未満	46	50	47	46	54	42
1 3	6月以上9月未満	47	51	48	47	55	43
	9月以上12月未満	48	52	49	48	56	44
	12月以上	49	53	50	49	57	45
	3月未満	49	53	50	49	57	45
	3月以上6月未満	50	54	51	49	58	46
1 4	6月以上9月未満	51	55	52	50	59	47
	9月以上12月未満	52	56	53	50	60	48
	12月以上	53	57	54	51	61	49
	3月未満	53	57	54	51	61	49
	3月以上6月未満	54	58	55	51	62	50
1 5	6月以上9月未満	55	59	56	52	63	51
	9月以上12月未満	56	60	57	52	64	52
	12月以上	57	61	58	53	65	53
	3月未満	57	61	58	53	65	53
	3月以上6月未満	58	62	59	54	66	54
1 6	6月以上9月未満	59	63	60	55	67	55
	9月以上12月未満	60	64	61	56	68	56
	12月以上	61	65	62	57	69	57

	3月未満	61	65	62	57	69	57
	3月以上6月未満	62	66	63	57	70	58
1 7	6月以上9月未満	63	67	64	58	71	59
	9月以上12月未満	64	68	65	58	72	60
	12月以上	65	69	66	59	73	61
	3月未満	65	69	66	59	73	61
	3月以上6月未満	66	70	67	59	74	62
1 8	6月以上9月未満	67	71	68	60	75	63
	9月以上12月未満	68	72	69	60	76	64
	12月以上	69	73	70	61	77	65
	3月未満	69	73	70	61	77	65
	3月以上6月未満	70	74	71	61	78	66
1 9	6月以上9月未満	71	75	72	61	79	67
	9月以上12月未満	72	76	73	62	80	68
	12月以上	73	77	74	62	81	69
	3月未満	73	77	74	62	81	69
	3月以上6月未満	74	78	75	62	82	70
2 0	6月以上9月未満	75	79	76	63	83	71
	9月以上12月未満	76	80	77	63	84	72
	12月以上	77	81	78	63	85	73
	3月未満		81	78	63	85	73
	3月以上6月未満		82	79	64	86	74
2 1	6月以上9月未満		83	80	64	87	75
	9月以上12月未満		84	81	64	88	76
	12月以上		85	82	65	89	77
	3月未満		85	82	65	89	77
2 2	3月以上6月未満		86	83	65	90	78
	6月以上9月未満		87	84	66	91	79

	9月以上12月未満	88	85	66	92	80
	12月以上	89	86	67	93	81
	3月未満	89	86	67	93	81
	3月以上6月未満	90	87	67	94	82
2 3	6月以上9月未満	91	88	68	95	83
	9月以上12月未満	92	89	68	96	84
	12月以上	93	90	69	97	85
	3月未満	93	90	69	97	85
	3月以上6月未満	94	91	70	98	86
2 4	6月以上9月未満	95	92	71	99	87
	9月以上12月未満	96	93	72	100	88
	12月以上	97	94	73	101	89
	3月未満	97	94	73	101	89
	3月以上6月未満	98	95	73	102	90
2 5	6月以上9月未満	99	96	74	103	91
	9月以上12月未満	100	97	74	104	92
	12月以上	101	98	75	105	93
	3月未満	101		75	105	93
	3月以上6月未満	102		75	106	93
2 6	6月以上9月未満	103		76	107	93
	9月以上12月未満	104		76	108	93
	12月以上	105		77	109	93
	3月未満	105		77		
	3月以上6月未満	106		78		
2 7	6月以上9月未満	107		79		
	9月以上12月未満	108		80		
	12月以上	109		81		
2 8	3月未満	109		81		

	3月以上6月未満	110	82	
	6月以上9月未満	111	83	
	9月以上12月未満	112	84	
	12月以上	113	85	
	3月未満	113		
	3月以上6月未満	114		
2 9	6月以上9月未満	115		
	9月以上12月未満	116		
	12月以上	117		

附則別表第3(附則第4項関係)

旧級	経 過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
	365, 400	85	85	86	86	87
	367, 600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
4 ÝT.	372,000	93	94	95	96	97
4級	374, 200	97	98	99	100	101
	376, 400	101	102	103	104	105
	378, 600	105	106	107	108	109
	380, 800	109	109	110	110	111
	383, 000	111	111	112	112	113
5 級	383, 000	109	110	111	112	113

附 則 (平成18年5月22日警察本部訓令第33号)

この訓令は、平成18年5月22日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する訓令の規定

は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月26日警察本部訓令第50号)

この訓令は、平成19年12月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年10月30日警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月27日警察本部訓令第32号)

- 1 この訓令は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 技能職員の給与等に関する訓令第5条第1項の規定により、職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号)において、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年埼玉県条例第42号)附則第4項の規定の例による場合においては、同項第1号中「。)若しくは」とあるのは、「。)、技能職員の給与等に関する訓令別表第1の適用を受ける技能職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ、技能職員の給与等に関する訓令及び技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令(平成22年埼玉県警察本部訓令第32号)附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令(平成18年埼玉県警察本部訓令第25号)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される技能職員を除く。)若しくは」と読み替えるものとする。

附則別表 (附則第2項関係)

職務の級	号給
1 級	1号給から77号給まで
2 級	1 号給から112号給まで
3 級	1号給から61号給まで
4 級	1号給から48号給まで
5 級	1号給から32号給まで

附 則(平成23年3月31日警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月12日警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成24年4月12日から施行し、第2条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月28日警察本部訓令第27号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日警察本部訓令第34号)

- 1 この訓令は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令第5条第2項別表第5の規定により、期末手当及び勤勉手当職務加算について100分の10の加算割合の適用を受けていた技能職員の期末手当及び勤勉手当職務加算割合は、平成28年12月に支給するものまで、なお従前の例による。

附 則(平成26年7月15日警察本部訓令第39号)

この訓令は、平成26年7月15日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日警察本部訓令第52号)

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成26年12月24日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第7項までの規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する訓令(次項において「改正後の訓令」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の訓令の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の技能職員の 給与等に関する訓令の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の 内払とみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額(以下この項において「切替後給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額(以下この項において「切替前給料月額」という。)に達しないこととなる技能職員には、平成30年3月31日までの間、切替後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額が1円以上となる場合に限る。)を給料として支給する。

- (1) 切替日から平成28年3月31日までの間 切替前給料月額と切替後給料月額との差額(以下この項において単に「差額」という。)
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 差額に3分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 差額に3分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員(前項に規定する技能職員を除 く。)について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認め られるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、同項の規定に準じて、 給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等 を考慮して前2項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められ るときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、 給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される技能職員に関する技能職員の給与等に関する訓令第 5条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定 の適用については、同条第2項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは 「給料月額と技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令(平成26年埼玉県警察本 部訓令第52号)附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額及びこれに対す る地域手当の月額」とする。

附 則(平成27年3月17日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成27年3月17日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則(平成27年3月27日警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成28年3月30日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表第2の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月27日警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成29年12月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月29日警察本部訓令第12号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(職務級の切替え)

2 この訓令の施行の日(以下施行日という。)の前日においてその者が属していた職務の級が附則別表の旧級欄に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級欄に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、警察本部長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において技能職員の給与等に関する訓令(以下「給与訓令」という。)別表 第1の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給は、前項の規定によりその 者が属することとなる新級の号給のうち、施行日の前日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。)に対応する給料月額と同一の給料月額の号給(同一の給料月額 の号給がないときは、直近下位の給料月額の号給)とし、旧号給に対応する給料月額が新級 の最高の号給を超えるときは、当該最高の号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額(以下この項において「切替後給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額に100分の101.571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)(以下この項において「切替前給料月額」という。)に達しないこととなる技能職員には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員(前項に規定する技能職員を除 く。)について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認め られるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、同項の規定に準じて、 給料を支給する。

- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 附則第4項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与訓令附則第4項の規定 の適用を受ける技能職員にあっては、附則第4項の規定にかかわらず、給与訓令附則第4項 に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に100分の 70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)に100分の101.571 を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と給与訓 令附則第4項に定める給料月額との差額を給料として支給する。
- 8 附則第5項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与訓令附則第4項の規定 の適用を受ける技能職員にあっては、附則第5項の規定にかかわらず、警察本部長の定める ところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 附則第6項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与訓令附則第4項の規定 の適用を受ける技能職員にあっては、附則第6項の規定にかかわらず、警察本部長の定める ところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前6項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与訓令第5条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第2項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令(平成30年埼玉県警察本部訓令第12号)附則第4項から第9項までの規定による給料の額との合計額及びこれに対する地域手当の月額」とする。

(給料の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)

11 施行日の前日に在職する技能職員及び施行日以降に新たに給料表の適用を受けることになった技能職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として職員の退職手当に関する条例(昭和38年埼玉県条例第18号。以下「退職手当条例」という。)の規定により計算した退職手当の額が、この訓令による改正

後の給与訓令に基づく給料月額(別表第1の備考の規定を適用しない額とする。)を基礎と して退職手当条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、給与訓令第6条の 規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額 とする。

(補則)

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附則別表 (附則第2項関係)

職務の級の切替表

旧級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	Z NX
4 級	3 級
5 級	4 級
3 NX	5 級

(注) 平成29年4月1日において旧級5級に9年以上在級している技能職員のうち、 技能職員(一種)で55歳以上又は技能職員(二種)で58歳以上の者を新級5級と し、それ以外の者を新級4級とする。

附 則(平成30年12月25日警察本部訓令第27号)

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成30年12月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 2 この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令(以下「改正後の訓令」という。) の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令 (以下「改正前の訓令という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定 による給与の内払とみなす。

(経過措置)

3 平成30年4月1日からこの訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に

おいて、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における 号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令 の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当 該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規 定による号給とするものとする。

4 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

5 附則第2項から前項までに定められるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、 警察本部長が別に定める。

附 則(令和元年12月24日警察本部訓令第17号)

(施行期日等)

- 1 この訓令は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 2 この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令(以下「改正後の訓令」という。) の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令 (以下「改正前の訓令という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定 による給与の内払とみなす。

- 3 平成31年4月1日からこの訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に おいて、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における 号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令 の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当 該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規 定による号給とするものとする。
- 4 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなっ

た技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

5 附則第2項から前項までに定められるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、 警察本部長が別に定める。

附 則(令和2年3月27日警察本部訓令第10号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月23日警察本部訓令第37号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年12月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 2 この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令(以下「改正後の訓令」という。) の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令 (以下「改正前の訓令」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規 定による給与の内払とみなす。

- 3 令和4年4月1日からこの訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に おいて、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における 号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令 の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当 該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規 定による号給とするものとする。
- 4 施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(捕則)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察 本部長が別に定める。

附 則(令和5年3月30日警察本部訓令第19号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する訓令(次項において「改正後の訓令」という。)附則第4項及び第5項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次項において「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している技能職員には適用しない。
- 3 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された技能職員をいう。以下同じ。)のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次項及び附則第5項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた技能職員の給料月額は、当該技能職員が定年前再任用短時間勤務職員(改正後の訓令第4条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される改正後の訓令第2条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する 育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた技能 職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、技能職員 の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令(昭和四十四年埼玉県警察本部訓令 第12号)第3条の規定によりその例によることとされる埼玉県警察処務規程(昭和38年埼玉 県警察本部訓令第12号)第15条の2第1項第2号の規定により定められた当該技能職員の勤 務時間を同規程第12条に規定する日勤制勤務の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とす る」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用 短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の訓令第2条第1項の給料表の定

年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令第3条の規定によりその例によることとされる埼玉県警察処務規程第15条の2第1項第2号の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同規程第12条に規定する日勤制勤務の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 前3項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与については、当該暫定再任用職員が定 年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における職員の給与に関する条例(昭和27 年埼玉県条例第19号)の適用を受ける職員の例による。

(補則)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察 本部長が別に定める。

附 則(令和5年11月1日警察本部訓令第33号)

この訓令は、令和5年11月1日から施行する。

附 則(令和5年12月26日警察本部訓令第37号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年12月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 2 この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令(以下「改正後の訓令」という。) の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令 (以下「改正前の訓令」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規 定による給与の内払とみなす。

- 3 令和5年4月1日からこの訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に おいて、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における 号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令 の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当 該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規 定による号給とするものとする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなっ

た技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察 本部長が別に定める。

附 則(令和6年12月24日警察本部訓令第41号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年12月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令(以下「改正後の訓令」という。) の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令 (以下「改正前の訓令」という。) の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規 定による給与の内払とみなす。

(補則)

3 附則前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則(令和7年3月31日警察本部訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年3月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において技能職員の給与等に関する 訓令(以下「給与訓令」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた技能職員であって 同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったも のの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日に おいてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表におい て「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした技能職員の新号給については、その者が切替日 において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、警察本 部長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(別表第一の給料表の適用を受ける技能職員の初任給に関する経過措置)

4 切替日以後に新たに技能職員となり、別表第一の給料表の適用を受ける者となったものの うち、その者の有する学歴免許等の資格が別表第三の初任給基準表の学歴免許欄における 「高校卒」の区分に達しないものの初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、警 察本部長が定める。

(選考の結果に基づいて新たに技能職員となった者の号給の調整)

5 切替日前に選考(切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に 当該選考の結果に基づいて新たに技能職員となった他の技能職員があるものに限る。)の結 果に基づいて新たに技能職員となった者で給与訓令第四条の規定により職務の級を決定され たものの切替日における号給については、その者が切替日に新たに技能職員となったものと した場合との均衡上必要と認められる限度において、警察本部長の定めるところにより、必 要な調整を行うことができる。

(補則)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察 本部長が定める。

附則別表 号給の切替表 (附則第2項関係)

ID 0 4A		新	号 給	
旧号給	1級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34 35	18	30	30	26 27
36	19 20	31 32	31 32	28
36	20	33	33	28
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
40	25	37	37	33
41	26	38	38	34
43	27	39	39	35
43	28	40	40	36 36
44	29	40	41	37

46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	

97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98	91	
103	87	99		
103	88	100		
104	89			
	90	101		
106		102		
	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

給 料 表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前	1	185, 700	227, 700	247,600	280, 400	308, 100
再任用	2	187, 400	228, 500	248, 700	281, 100	309, 500
短時間	3	189, 100	229, 300	249, 700	281,800	310, 800
勤務職	4	190,800	230, 100	250, 700	282, 500	312,000
員以外	5	192, 500	230, 800	251, 700	283, 100	313,000
の職員	6	194, 200	231,600	252, 900	283, 700	314, 200
, , ,	7	195, 800	232, 400	254,000	284, 300	315, 400
	8	197, 400	233, 200	255,000	284, 900	316, 500
	9	199,000	234,000	256, 100	285, 500	317, 600
	10	200, 500	234, 700	257, 100	286, 100	318, 700
	11	202,000	235, 400	258,000	286, 700	319, 800
	12	203, 500	236, 100	258, 500	287, 200	320, 900
	13	205, 000	236, 800	259, 100	287, 700	321, 900
	14	206, 500	237, 400	259, 500	288, 200	323, 000
	15	208, 000	238, 000	259, 900	288, 700	324, 100
	16	209, 500	238, 600	260, 400	289, 100	325, 200
	17	211, 000	239, 200	260, 900	289, 500	326, 200
	18	212, 400	239, 800	261, 400	289, 900	327, 300
	19	213, 800	240, 400	261, 900	290, 300	328, 400
	20	215, 200	240, 900	262, 500	290, 700	329, 400
	21	216, 600	241, 400	263, 300	291, 100	330, 400
	22	217, 700	241, 900	263, 900	291, 500	331, 400
	23	218, 800	242, 400	264, 500	291, 900	332, 400
	24	219, 900	242, 900	265, 300	292, 300	333, 400
	25	220, 900	243, 400	266, 100	292, 700	334, 400
	26	221, 800	243, 900	266, 800	293, 100	335, 300
	27	222, 700	244, 300	267, 400	293, 500	336, 400
	28	223, 600	244, 800	268, 200	293, 900	337, 400
	29	224, 500	245, 400	269, 000	294, 300	338, 400
	30	225, 300	245, 900	269, 700	294, 800	339, 400
	31	226, 100	246, 400	270, 400	295, 300	340, 400
	32	226, 900	246, 800	271, 100	295, 800	341, 300
	33	227, 700	247, 200	271, 800	296, 300	342, 200
	34	228, 400	247, 700	272, 500	296, 800	343, 100
	35	229, 100	248, 200	273, 200	297, 300	344, 000
	36	229, 800	248, 600	273, 900	297, 800	344, 900
	37	230, 500	249,000	274, 600	298, 300	345, 800
	38	231, 100	249, 500	275, 300	299, 000	346, 800
	39	231, 700	250, 000	275, 900	299, 600	347, 800
	40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300	348, 700
	41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900	349, 600
	42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
	43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
	44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
	45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
	46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
	47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
I	I - ·	, ~ ~ ~	,	, ~ ~ ~		,

48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300	
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000	
50	236, 900	254,600	281, 300	306, 200	356, 800	
51	237, 200	255,000	281, 700	306, 900	357, 600	
52	237, 500	255, 400	282, 200	307,600	358, 200	
53	237, 800	255, 800	282,600	308, 200	358, 900	
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500	
55	238, 400	256, 600	283,600	309,600	360, 200	
56	238, 700	257,000	284, 100	310, 200	360, 900	
57	238, 900	257, 300	284,600	310,800	361, 500	
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362,000	
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500	
60	239, 700	258, 400	286, 400	312,800	363, 000	
61	239, 900	258, 700	287,000	313, 300	363, 400	
62	240, 200	259, 100	287,600	313,800		
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400		
64	240, 700	259, 800	288, 800	315,000		
65	240, 900	260, 100	289, 300	315,600		
66	241, 200	260, 400	289, 800	316,000		
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500		
68	241, 700	260, 900	290,800	317,000		
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300		
70	242, 200	261, 400	291,800	317,800		
71	242, 500	261,700	292, 200	318, 300		
72	242, 700	261,900	292,600	318, 700		
73	242, 900	262, 100	293,000	318, 900		
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200		
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400		
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700		
77	243, 900	263, 100	294, 600	320,000		
78	244, 200	263, 400	295,000	320, 300		
79	244, 500	263, 700	295, 400	320,600		
80	244, 700	263, 900	295, 900	320,800		
81	244, 900	264, 100	296, 200	321,000		
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300		
83	245, 400	264, 700	297, 200	321,600		
84	245, 700	264, 900	297, 700	321,800		
85	245, 900	265, 100	298,000	322,000		
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300		
87	246, 400	265,600	299,000	322,600		
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900		
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100		
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400		
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700		
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900		
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100		
94	248, 200	267, 400	301,900	324, 400		
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700		
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900		
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100		
98	249, 200	268, 400	303, 700			
99	249, 500	268,600	304,000			
	249, 700	268,900	304, 300	1	i I	

勤務職員		197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800
再任用短時間		給与月額 円	給与月額 円	給与月額 円	給与月額 円	給与月額 円
定年前	101	基準	基 準	基 準	基 準	基準
	136 137		277, 900 278, 100			
	135		277, 600			
	134		277, 300			
	133		277, 100			
	132		276, 900			
	131		276, 600			
	130		276, 300			
	129		276, 100	312, 300		
	128		275, 900	312, 100		
	127		275, 600	311, 900		
	126		275, 300	311,600		
	125		275, 100	311, 300		
	124		274, 900	311, 100		
	123		274,600	310, 900		
	122		274, 300	310,600		
	121		274, 100	310, 300		
	120		273, 900	310, 100		
	119		273, 700	309, 900		
	118		273, 400	309, 600		
	117		273, 100	309, 300		
	116		272, 800	309, 100		
	115		272, 600	308, 900		
	114		272, 400	308, 600		
	113		272, 100	308, 300		
	112		271, 900	308, 100		
	111		271, 400	307, 900		
	110		271, 100	307, 600		
	109		270, 800	307, 100		
	108		270, 800	307, 100		
	107		270, 300	306, 400		
	106	200, 900	270, 100	306, 400		
	105	250, 700	270, 100	306, 000		
	103	250, 300	269, 900	305, 300		
	102	250, 200	269, 300	305, 000		
	101 102	249, 900 250, 200	269, 100 269, 300	304, 600 305, 000		

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて 得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第2 (第3条関係)

級 別 基 準 職 務 表

級		基準とが	なる職務
,	极	技能職員 (一種)	技 能 職 員 (二種)
1	級	警察主事又は警察技師の職務	警察主事又は警察技師の職務
2	級	困難な業務に従事する警察主事	困難な業務に従事する警察主事
2	形义	又は警察技師の職務	又は警察技師の職務
3	級	主任の職務	主任の職務
4	級	困難な業務に従事する主任の職	困難な業務に従事する主任の職
4	形文	務	務
5	級	特に困難な業務に従事する主任	特に困難な業務に従事する主任
J	ΉΣ	の職務	の職務

初 任 給 基 準 表

職員の種類	学歷免許	初 任 給
技能職員 (一種)	高校卒	1級 9号給
技能職員 (二種)		1級 1号給

- 備考 1 職員の種類欄の区分は、埼玉県警察組織規程(昭和51年埼玉県警察本部訓令第1号)第11条第3項に定めるところによる。
 - 2 学歴免許等の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3に 定めるところによる。
 - 3 職員の種類欄の区分が技能職員(二種)の者に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第13条及び第14条の規定の適用については、「高校卒」の区分が学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。
 - 4 自動車運転及び機器操作の業務に従事する技師のうち、その就業に必要な免許等の資格を有する者の経験年数は、その就業に必要な免許等の資格取得後のものとする。

昇格時号給対応表

	<u> </u>	時 方 紹 对	心 衣	
昇格した日の前 日に受けていた		昇格後	の号給	_
号給	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14

44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30

93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

別表第5 (第5条関係)

期末手当及び勤勉手当職務加算表

職	務	Ø	級	加	算 割	合
職務の級4済	級の職員(ā	生職2年以	上の職員)	10	00分の 5	5
職務の級 5 %	級の職員			10	00分の 5	5